平成２９年（フ）第７９号
東京都八王子市片倉町1242番地の69
破産者　有限会社トップ
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９４８号
東京都八王子市狭間町1450番地２
破産者　株式会社Ｒ・Ｋプランニング
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９４９号
東京都日野市三沢２丁目１番地の７Ｍハイツ103、破産手続開始決定時の住所東京都あきる野市牛沼535番地７
破産者　山本　一美
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９５０号
東京都八王子市追分町９番11号ダイワハイツ八王子401号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市台町４丁目44番13号パレドール西八王子1003号
破産者　岩崎　理樹
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１８号
東京都町田市鶴間５丁目２番１―409号
破産者　渡辺　正貴
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８１号
長野県諏訪市大字四賀2887番地１
破産者　有限会社矢島精工
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所諏訪支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成３０年（フ）第１５９号
北九州市八幡西区岸の浦１丁目13番48―１号
破産者　鈴木　俊彦
1　破産債権の届出期間　平成30年７月９日まで
2　一般調査期日　平成30年７月20日午後３時30分
平成30年６月13日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２２８号
佐賀県小城市芦刈町浜枝川768番地５
破産者　野口　祐一
1　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
2　一般調査期日　平成30年９月20日午前11時
平成30年６月11日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１７号
愛知県知多市日長字原山８番地の２
破産者　山本　大悟
1　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
2　一般調査期日　平成30年９月26日午後３時10分
平成30年６月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２６９号
大阪府交野市妙見東４―10―16
破産者　梅木　真也
1　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
2　一般調査期日　平成30年９月26日午前11時
平成30年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７３号
佐賀県小城市小城町畑田3054番地１
破産者　合同会社ふわり
1　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
2　一般調査期日　平成30年９月６日午後２時
平成30年６月13日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
広島県呉市広古新開５丁目７番４号　101号室
破産者　河野　英樹
1　破産債権の届出期間　平成30年７月30日まで
2　一般調査期日　平成30年９月12日午後２時
平成30年６月14日　広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第３１号
兵庫県伊丹市荻野西２丁目10番７―２号
破産者　岡島　勇一
1　破産債権の届出期間　平成30年８月２日まで
2　一般調査期日　平成30年９月27日午前10時40分
平成30年６月15日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第１号
福井県敦賀市松島町２丁目１番19号
清算株式会社　株式会社うえくら
代表清算人　上倉　幸司
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
2　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
3　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者上倉幸司を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額のうち別紙協定債権者一覧記載の元本額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、本件協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
福井地方裁判所敦賀支部

再生手続開始

平成３０年（再）第１３号
東京都港区芝浦３丁目14番15号
再生債務者　株式会社インターテック
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月10日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成30年８月21日から平成30年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第２号
千葉県佐倉市下志津214番地１
再生債務者　社会福祉法人眞榮会
1　決議に付する計画案　平成30年５月30日受付及び平成30年６月７日受付再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成30年７月24日午前10時30分
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成30年７月13日まで
平成30年６月14日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係